

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定（環境対策課）	1

告 示

高知県告示第6号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和5年1月13日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和4年12月23日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島355番地3	グループホームやす香南市夜須町坪井804-19 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第7号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
仁淀川町上名野川字トチノキバタケ519の5、字ヲクヒラゾヲ521の6、521の9、字ウワトチノキバタ817の1、817の5、818の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
仁淀川町上名野川字トチノキバタケ519の5・字ヲクヒラゾヲ521の9・字ウワトチノキバタ817の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

令和5年1月13日

高知県知事 濱田 省司

- 指定区域
南国市田村字尺ケ内甲553番1
- 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号に掲げる埋立地